

新型コロナウイルスワクチン接種に係る

健康被害救済制度について

令和6年4月1日改訂

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとされています。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法附則第7条の規定に基づき、同法第6条第1項の予防接種として行われます。このことから、同法第15条の規定に基づき、区市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた方について、救済給付を行います。また、救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により、国が負担します。

◆健康被害救済制度の流れ

(1) 区市町村への請求

予防接種後の健康被害に対する救済給付を請求する場合、請求者は、給付の種類に応じた必要書類を揃え、予防接種を実施した区市町村に請求します。

予防接種を実施した区市町村とは、接種を行った医療機関等の所在地ではなく、接種時の住民票所在地の区市町村を指します。

なお、戸籍又は住民票に記載のない方は、接種券を発行した自治体にご相談ください。

また、ワクチン接種後に転居等により住民票所在地が変更となった場合においても、給付が終了するまでは予防接種を実施した区市町村が相談・請求窓口となります。

(2) 予防接種健康被害調査委員会による調査

請求を受理した区市町村は、区市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的な見地から調査を実施します。

ただし、予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギーのうち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したもの（症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合を除く）の場合は、「予防接種健康被害救済制度 医療費・医療手当申請用 新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応症例概要（様式6-1-1）」を請求に添付することで、予防接種健康被害調査委員会による調査を省略することができます。

様式6-1-1は、請求者が受診した医療機関に依頼していただく必要があります。医療機関によっては文書料等が必要になる場合があります。

(3) 厚生労働省への進達

区市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、区市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚生労働省に進達します。

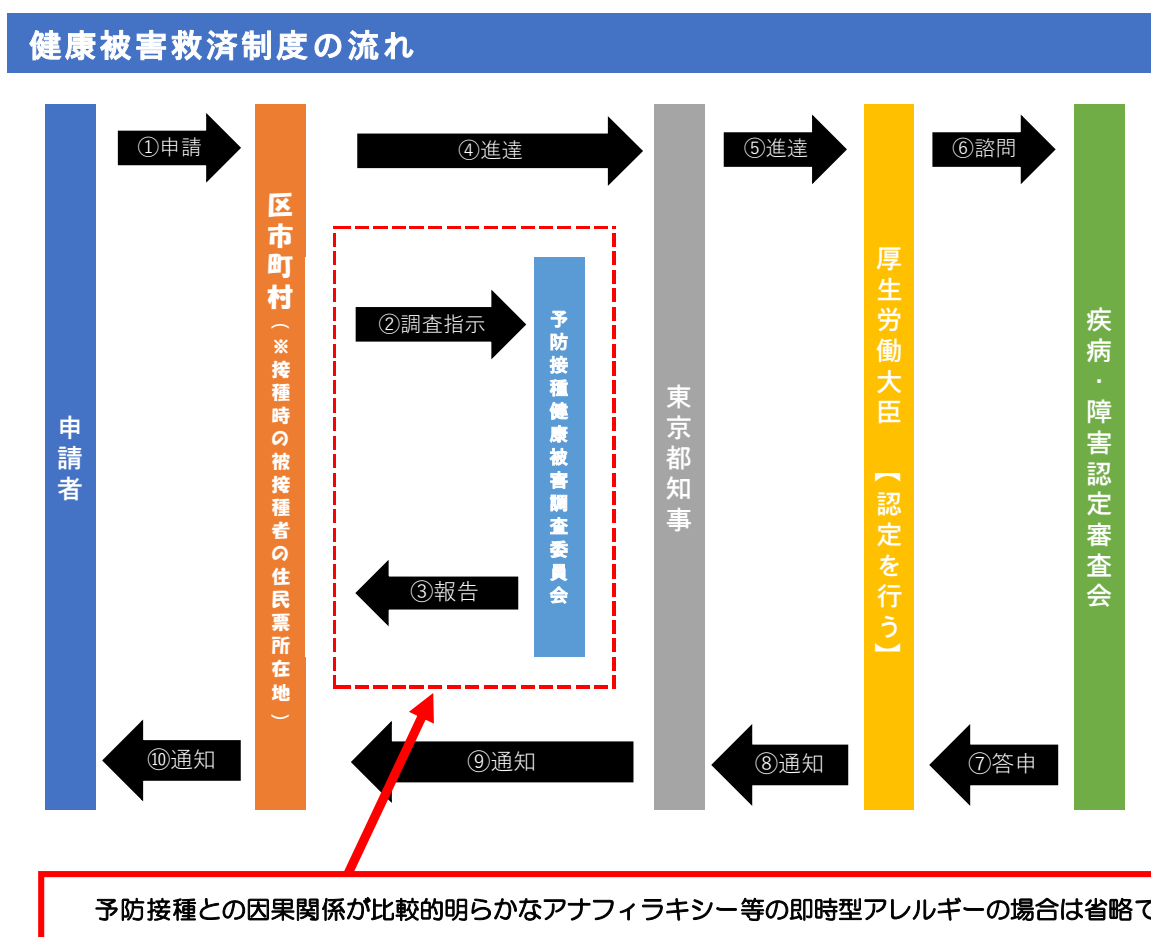
(4) 疾病・障害認定審査会への諮問

厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等について答申を受け、都道府県を通じて区市町村に通知します。

通常、国が請求を受理してから通知を行うまで12か月～15か月程度の期間がかかります。

(5) 支給（または不支給）の通知

区市町村は受領した通知をもとに請求者へ支給（不支給）の通知を行います。



◆請求に必要な書類

(1) 必要な書類

請求に必要な書類は以下のとおりです。

受診証明書など、医療機関に記入や発行を依頼していただく必要のある書類について、医療機関によっては文書料などの費用負担を求められる場合があります。これらの費用負担は健康保険制度の対象外であるため、健康被害救済制度では手当てされませんのでご注意ください。

また、書類の不備がある場合、諮問までに時間がかかることとなりますので、十分にご確認ください。

必要な書類

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料
請求書*	● ※2	●	●	●	●
受診証明書*	● ※3				
領収書等	● ※4				
診断書*		● ※6	● ※6		
死亡診断書等				● ※10	● ※10
埋葬許可証等					● ※11
接種済証又は 母子健康手帳	● ※1	● ※1	● ※1	● ※1	● ※1
診療録等	● ※5	● ※7	● ※7	● ※12	● ※12
住民票等		● ※8		● ※14	
戸籍謄本等		● ※9		● ※13	● ※13

※同時請求の場合、重複する書類は省略可能

※請求書、受診証明書、診断書以外は全て写しで可

*のついた書類は、厚生労働省ホームページに様式が示されています。

共通	※1. 受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は母子健康手帳の写し
医療費 医療手当	※2. 医療費・医療手当請求書 通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可 ※3. 医療機関又は薬局等で作成された受診証明書 ※4. 医療に要した費用の額及び日数を証する領収書等の写し ※5. 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）の写し

	<p>ただし、新型コロナワクチンによる、アナフィラキシー等の即時型アレルギーで、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したもの（ただし、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）に係る請求に限り、医療機関で様式6-1-1の記載を受けて提出すれば、診療録等は不要になります。</p>
<p>障害児養育年金 障害年金 年金額変更</p>	<p>※6. 障害の状態に関する医師の診断書 障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は18歳の誕生日以降に作成された診断書であること</p> <p>※7. 障害児・者が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）の写し</p> <p>※8. 障害児の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p>※9. 障害児を養育することを明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本又は保険証の写し</p>
<p>死亡一時金 葬祭料</p>	<p>※10. 死亡した者に係る死亡を証する死亡診断書又は死体検案書等の写し</p> <p>※11. 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証、火葬許可証又は葬儀案内状等の写し</p> <p>※12. 予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）の写し</p> <p>※13. 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本の写し</p> <p>※14. 請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の写し</p> <p>(1) 死亡者と請求者が同一世帯の場合 請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</p> <p>(2) 死亡者と請求者が同一世帯でない場合</p> <p>① 請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</p> <p>② 生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書</p> <p>ただし、以下のものを提出した場合には②を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者と請求者が健康保険等の扶養の関係であったことが分かる書類（健康保険証等の写し等） ・死亡者か請求者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことが分かる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し等） ・生活費の一部負担していたことを裏付けることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し等）

	<p>その他</p> <p>請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者（内縁関係にあった夫及び妻）双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面</p>
--	---

(2) 医療費・医療手当に必要な診療録等について

アナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）に係る医療費・医療手当の請求については、診療録等を医師が記載した「予防接種健康被害救済制度 医療費・医療手当申請用 新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応 症例概要（様式6-1-1）」に変えることができます。

この様式を使用した場合は、区市町村の判断において被接種者経過概要、予防接種健康被害調査委員会を省略（区市町村が調査会の助言なしに必要な資料を収集して進達）することができます。

◆給付の種類と請求者

給付の種類と給付額は下表のとおりです。

給付額は給付事由発生月により異なります。各時期の具体的な給付額は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

給付の種類	内容	給付額 (2024年4月改訂)
医療費		保険適用の医療に要した費用から、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分、及び入院時食事療養費標準負担額等。
医療手当（月額） （医療手当のみの請求も可）	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要の諸経費を支給。	1カ月の間に 通院3日未満 36,900円 通院3日以上 38,900円 入院8日未満 36,900円 入院8日以上 38,900円 入院と通院がある場合 38,900円
障害児養育年金 （年額）	予防接種を受けたことにより政令別表第1に定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給。	1級 1,669,200円 2級 1,334,400円 ※条件により介護加算あり。 ※特別児童扶養手当等の額を除く
障害年金 （年額）	予防接種を受けたことにより政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳	1級 5,340,000円 2級 4,272,000円

	以上の者に支給。(障害児養育年金から移行する場合も改めて障害年金の認定が必要。)	3級 3,202,800円 ※条件により介護加算あり。 ※障害基礎年金等の額を除く。
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。	46,700,000円 ※障害年金の受給期間により額の調整あり。
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。	215,000円
年金額変更	障害児又は障害年金受給者の障害の状態が他の等級に該当することとなった場合、新たな等級に応じた額を支給。	
未支給給付	給付を受けることができる者が死亡した場合に、まだその者に支給していなかったものがあるときに、その者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。	
介護加算(年額)		1級 854,400円 2級 569,600円

(1) 医療費

ア 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける方。

イ 給付内容

予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療のうち、以下に掲げるものにかかった費用が給付の対象になります。

- ・ 診療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限ります。よって、差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のもの是对象外です。

食事療養費標準負担額は給付の対象となります。

なお、給付を受けることができる疾病名・期間等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは改めて認定を受ける必要があります。

ウ 給付額

健康保険等による給付の額を除いた自己負担分です。

ただし、乳幼児医療費助成等の自治体の助成制度による給付があった場合はその額を除いた額となります。

特殊医療（免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療）は、以下の上限額の範囲で給付の対象となります。

特殊医療に要した費用の給付上限額

種類	検査の内容	上限額
リンパ球(T 細胞及びB 細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞である T 細胞及び B 細胞を分離同定するための検査であって、E ロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及び EAC ロゼットの検査が含まれる。	10,000 円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであって PHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及び LPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000 円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000 円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型 IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000 円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗 A、抗 B その他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗 A 及び抗 B 抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000 円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分 C1~C9 の定量が含まれる。	25,000 円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及び NBT 還元検査が含まれる。	15,000 円

(2) 医療手当

ア 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける方。

イ 給付内容

医療費の支給を受けている方に対し、入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給します。保険や助成金により医療費の請求額が無い場合でも医療を受診していれば請求することができます。

ウ 給付額

予防接種法施行令第 11 条に定められている額です。

給付額は給付事由発生月により異なります。各時期の具体的な給付額は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

種類	日数
(1ヶ月の間に) 通院	3日未満
	3日以上
入院	8日未満
	8日以上
入院と通院がある場合	日数にかかわらず

※各日における通院・入院の日数であるため、同日に複数の医療機関にかかった場合は1日で計上すること。また、同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日とすること。薬局での薬剤購入は日数に計上しない。

(3) 障害児養育年金

ア 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の方を養育する方。

イ 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表第1に定める1級、2級の障害の状態により、予防接種法施行令第12条に定められた額です。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要があります。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給します。

ウ 介護加算

予防接種法施行令及び予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない方を養育する方に、介護加算額を加算します。加算額は1級、2級の障害の状態により定められた額です。

エ 控除

特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当を控除します。複数支給されている場合は、その合計額を控除します。

オ 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

カ 支給日

年金の給付は、毎年1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月分までを支払います。ただし、前支払期に払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとします。

(4) 障害年金

ア 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の方。

なお、障害児養育年金の支給を受けている方が18歳になった場合、自動的に障害年金に移行するものではなく、改めて障害年金の認定を受ける必要があります。

イ 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表第2に定める1級、2級、3級の障害の状態により、予防接種法施行令第13条により定められた額です。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要があります。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給します。

ウ 介護加算

予防接種法施行令及び予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない方を養育する方に、介護加算額を加算します。加算額は1級、2級の障害の状態により定められた額です。

エ 控除

特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給される時、福祉手当が支給される時、又は障害基礎年金が支給される時は、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除します。複数を支給されている場合は、その合計額を控除します。

オ 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。介護加算の支給期間、控除すべき手当等の控除期間についても同様です。

カ 支給日

年金の給付は、毎年1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月分までを支払います。ただし、前支払期に払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとします。

(5) 死亡一時金

ア 請求者及び順位

予防接種を受けたことにより死亡した方の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序です。ただし、配偶者以外の方の場合は、死亡した方の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方に限ります。

同順位の遺族が2人以上いる場合は、その人数で除して得た額となります。

イ 支給額

予防接種法施行令第17条に定められた額です。なお、死亡一時金は死亡した日の属する年度の額となります。

障害年金の支給を受けたことがあるときは、死亡一時金の額に、障害年金の支給を受けた期間に応じて政令に掲げられた率を乗じて得た額となります。

障害年金の支給を受けた期間	率
1年未満	0.98
1年以上3年未満	0.89
3年以上5年未満	0.78
5年以上7年未満	0.67
7年以上9年未満	0.56
9年以上11年未満	0.44
11年以上13年未満	0.33
13年以上15年未満	0.22
15年以上17年未満	0.10
17年以上	0.05

(6) 葬祭料

ア 請求者

予防接種を受けたことにより死亡した方の葬祭を行う方。

イ 支給額

予防接種法施行令第18条に定められた額です。なお、葬祭料は死亡した日の属する年度の額となります。

(7) 未支給の給付

給付を受けることができる方が死亡した場合、未支給の給付があるときは、その方の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その方の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方に支給します。

未支給の給付を受けることができる同順位者が2人以上いるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなします。

※本案内の内容は令和6年4月時点のものです。今後変更になる場合があります。

問合せ先

葛飾区保健予防課感染症対策係

電話番号：03-3602-1252